

基準条例・規則・省令対照表（障害福祉サービス・最低基準）

[条例]東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）

[規則]東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第171号）

[省令] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）

下線部分は、平成26年4月1日改正

条例	規則	省令
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 療養介護（第四条 第三十一条）</p> <p>第三章 生活介護（第三十二条 第四十九条）</p> <p>第四章 自立訓練（機能訓練）（第五十条 第五十四条）</p> <p>第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十五条 第五十九条）</p> <p>第六章 就労移行支援（第六十条 第六十八条）</p> <p>第七章 就労継続支援A型（第六十九条 第八十二条）</p> <p>第八章 就労継続支援B型（第八十三条 第八十五条）</p> <p>第九章 多機能型に関する特例（第八十六条 第八十八条）</p> <p>第十章 雑則（第八十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、東京都における障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 療養介護（第三条・第四条）</p> <p>第三章 生活介護（第五条 第八条）</p> <p>第四章 自立訓練（機能訓練）（第九条・第十条）</p> <p>第五章 自立訓練（生活訓練）（第十一条 第十四条）</p> <p>第六章 就労移行支援（第十五条 第十七条）</p> <p>第七章 就労継続支援A型（第十八条 第二十二條）</p> <p>第八章 就労継続支援B型（第二十三条）</p> <p>第九章 多機能型に関する特例（第二十四条 第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第二章 療養介護</p> <p>第三章 生活介護</p> <p>第四章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第五章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第六章 就労移行支援</p> <p>第七章 就労継続支援A型</p> <p>第八章 就労継続支援B型</p> <p>第九章 多機能型に関する特例</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十条第三項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十二条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十五条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条の規定による基準</p> <p>二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第</p>

<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>二 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第六条</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項（病室に係る部分に限る。）並びに第五十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号口の規定による基準</p> <p>三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十一条第五項、第二十八条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）第二十九条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）第三十二条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）第四十二条第六項、第四十四条（第七十条において準用する場合を含む。）第五十三条第四項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十七条の規定による基準</p> <p>四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第十条、第十二条第三項、第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）第三十九条第三項、第四十条第二項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）第五十七条、第七十三条、第七十六条第二項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第八十九条の規定による基準</p> <p>五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>二 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定</p>
---	---	---

<p>の十第一号に規定する就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援 B 型(同条第二号に規定する就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、当該障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>第二章 療養介護 (基本方針)</p> <p>第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第五条 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を東京都規則(以下「規則」という。)で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 管理者(療養介護事業所の長をいう。以下この章において同じ。)</p> <p>二 医師</p>	<p>する就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援 B 型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>第二章 療養介護 (基本方針)</p> <p>第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 管理者 一</p> <p>二 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)</p>
---	---

<p>三 看護師、准看護師又は看護補助者</p> <p>四 生活支援員</p> <p>五 サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>（構造設備）</p> <p>第六条 療養介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項</p>	<p>に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十年厚生省告示第二百十号）に規定する数以上</p> <p>三 看護職員（条例第五条第三号に規定する看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）療養介護の単位（療養介護であって、その提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この章において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上</p> <p>四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができる。</p> <p>五 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上 ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に療養介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。</p> <p>3 第一項各号に規定する従業者（同項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の管理者は、専ら当該療養介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第一項第四号の生活支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第五号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>第六五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上</p> <p>三 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上</p> <p>四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。</p> <p>五 サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下 一以上 ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は二十人以上とする。</p> <p>4 第一項に規定する療養介護事業所の職員（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第一項第五号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（構造設備）</p> <p>第五条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、</p>
---	--	---

<p>及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。</p> <p>（規模） 第七条 療養介護事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（設備の基準） 第八条 療養介護事業所は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備、多目的室その他運営上必要な設備（次項においてこれらを「設備」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（管理者の資格要件） 第九条 管理者は、医師でなければならない。</p> <p>（管理者の責務等） 第十条 管理者は、当該療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>3 管理者は、当該療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。</p> <p>（サービス管理責任者の責務等） 第十一条 サービス管理責任者は、次項から第八項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 利用の申込みに際し、利用申込者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。</p> <p>二 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）</p>	<p>（規模） 第四条 条例第七条に規定する規則で定める基準は、二十人以上の人員を利用させることができる規模とすることとする。</p> <p>2 複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位ごとの利用定員は、二十人以上とする。</p>	<p>利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>（規模） 第十条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>（設備の基準） 第十一条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（管理者の資格要件） 第六条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。</p> <p>（管理者の責務） 第二十四条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>（療養介護計画の作成等） 第十七条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>（管理者の責務） 2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>（サービス管理責任者の責務） 第十八条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>（療養介護計画の作成等） 第十七条 2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利</p>
--	---	---

を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該療養介護計画の原案に含めるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する療養介護の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。

8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

9 第二項から第六項までの規定は、第七項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（運営規程）

第十二条 療養介護事業者は、各療養介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 療養介護の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策

用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（運営規程）

第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策

<p>八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第十三条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供することができるよう、各療養介護事業所において、当該療養介護事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、各療養介護事業所において、当該療養介護事業所の従業者によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 療養介護事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (心身の状況等の把握)</p> <p>第十四条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (障害福祉サービス事業者等との連携等)</p> <p>第十五条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p> <p>第十六条 療養介護事業者は、利用者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。</p> <p>2 前項の規定により利用者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 (療養介護の取扱方針)</p> <p>第十七条 療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 療養介護事業所の従業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。</p> <p>3 療養介護事業者は、提供する療養介護の質の評</p>	<p>八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第二十五条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (心身の状況等の把握)</p> <p>第十三条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (障害福祉サービス事業者等との連携等)</p> <p>第十四条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p> <p>第十五条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。</p> <p>2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。 (療養介護の取扱方針)</p> <p>第十六条 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評</p>
---	---

価を行い、常に改善を図らなければならない。

（相談及び援助）

第十八条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第十九条 療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 療養介護事業者は、前二項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

4 療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第二十一条 療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第二十二条 療養介護事業所の従業者は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第二十三条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第二十四条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（相談及び援助）

第十九条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第二十二条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第二十三条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第二十六条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第二十七条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ない。

（身体的拘束等の禁止）

第二十五条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第二十六条 療養介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（苦情解決）

第二十七条 療養介護事業者は、利用者又はその家族からの療養介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、提供した療養介護に関し、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携等）

第二十八条 療養介護事業者は、療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十九条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第二十八条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第二十九条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（苦情解決）

第三十条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第三十一条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第三十二条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（非常災害対策）

第三十条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第三十一条 療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 療養介護計画
- 二 第二十五条第二項に規定する身体的拘束等の記録
- 三 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 第二十九条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第三章 生活介護

（基本方針）

第三十二条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第三十三条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かななければならない。ただし、第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第三号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

- 一 管理者（生活介護事業所の長をいう。以下この章において同じ。）
- 二 医師
- 三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次章において同じ。） 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

第三章 生活介護

（従業者の配置の基準）

第五条 条例第三十三条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 管理者（条例第三十三条第一号に規定する管理者をいう。） 一人
- 二 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護職員（条例第三十三条第三号に規定する看護職員をいう。以下この条、第九条及び第十一条において同じ。） 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生

（非常災害対策）

第八条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第九条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十七条第一項に規定する療養介護計画
- 二 第二十八条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 第三十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 生活介護

（基本方針）

第三十三条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 一
- 二 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。） 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常

<p>四 サービス管理責任者</p>	<p>活介護であって、その提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この章及び附則第二項において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数以上とすること。</p> <p>(1) 利用者の平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数</p> <p>(2) 利用者の平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数</p> <p>(3) 利用者の平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数</p> <p>ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。</p> <p>ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。</p> <p>二 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。</p> <p>四 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。</p> <p>3 第一項各号に規定する従業者(同項第一号に掲げる者を除き、条例第三十三条ただし書の規定により、第一項第三号の理学療法士又は作業療法士に代わって置かれる機能訓練指導員を含む。)は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の管理者は、専ら当該生活介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上</p>	<p>勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。</p> <p>(1) 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上</p> <p>(2) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上</p> <p>(3) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上</p> <p>ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>二 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。</p> <p>四 サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とする。</p> <p>4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5 第一項(第一号に掲げる者を除く。)及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の</p>
--------------------	---	---

<p>(構造設備)</p> <p>第三十四条 生活介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(規模)</p> <p>第三十五条 生活介護事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第三十六条 生活介護事業者は、生活介護事業所のうち主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p> <p>3 従たる事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第三十七条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。</p>	<p>支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第一項第三号の生活支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>(規模)</p> <p>第六条 条例第三十五条に規定する規則で定める基準は、二十人以上の人員を利用させることができる規模とすることとする。ただし、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来にわたり利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上の人員を利用させることができる規模とすることができる。</p> <p>2 複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位ごとの利用定員は、二十人以上とする。</p> <p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第七条 条例第三十六条第三項に規定する規則で定める基準は、六人以上の人員を利用させることができる規模とすることとする。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第八条 条例第三十七条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。</p>	<p>他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(構造設備)</p> <p>第三十四条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(規模)</p> <p>第三十七条 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。</p> <p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第四十条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。</p> <p>3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第三十八条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室</p> <p>イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p>
---	---	---

<p>2 前項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。</p> <p>3 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（管理者の資格要件）</p> <p>第三十八条 管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは同法第二条に規定する社会福祉事業（第七十三条及び第七十四条第一項において単に「社会福祉事業」という。）に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第三十九条 生活介護事業者は、各生活介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 通常の事業の実施地域（当該生活介護事業所が通常時に生活介護を提供する地域をいう。次条において同じ。）</p> <p>七 生活介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>十一 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十二 その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第四十条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護を提供することが困難であると認める場合は、他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（介護）</p> <p>第四十一条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取</p>	<p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。</p>	<p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>四 便所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>4 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（管理者の資格要件）</p> <p>第三十五条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第三十六条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>十一 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十二 その他運営に関する重要事項</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第四十一条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（介護）</p> <p>第四十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない</p>
---	---	---

り替えなければならない。

3 生活介護事業者は、前二項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

4 生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

5 生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第四十二条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者のうち生産活動に従事する者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第四十三条 生活介護事業者は、利用者のうち生産活動に従事する者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第四十四条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く生活介護事業所においては、この限りでない。

（健康管理）

第四十五条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第四十三条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第四十四条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第四十五条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第四十六条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

第四十六条 生活介護事業所の従業者は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第四十七条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第四十八条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

（準用）

第四十九条 第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十三条及び第二十五条から第三十一条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第二項、第十一条及び第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第三十一条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十九条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第五十条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第一号に規定する者に対して、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第五十一条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければな

（緊急時等の対応）

第四十七条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第四十八条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第四十九条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

（準用）

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四章 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第五十一条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第五十二条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

第四章 自立訓練（機能訓練）

（従業者の配置の基準）

第九条 条例第五十一条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

<p>らない。ただし、第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第二号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。</p>	<p>一 管理者（条例第五十一条第一号に規定する管理者をいう。） 一人</p> <p>二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、一人以上とすること。</p> <p>ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、一人以上とすること。</p> <p>ニ 生活支援員の数は、一人以上とすること。</p>	<p>一 管理者 一</p> <p>二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。</p> <p>ロ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ニ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。</p>
<p>三 サービス管理責任者</p>	<p>三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項の規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。</p> <p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に自立訓練（機能訓練）の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。</p> <p>4 第一項各号に規定する従業者（同項第一号に掲げる者を除き、条例第五十一条ただし書の規定により、第一項第二号の理学療法士又は作業療法士に代えて置かれる機能訓練指導員を含む。）及び第二項に規定する生活支援員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第一項第一号の管理者は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当</p>	<p>三 サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。</p> <p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5 第一項（第一号に掲げる者を除く。）第二項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は</p>

<p>（訓練）</p> <p>第五十二条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。</p> <p>4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。</p> <p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第五十三条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十一条に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的に、連絡、相談等を行わなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十四条 第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条まで、第三十四条から第四十条まで及び第四十四条から第四十八条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第十一条第二項及び第四項から第六項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第七項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第三十一条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十五条第二項」と、同項第三</p>	<p>該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6 第一項第二号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第十条 第六条から第八条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p>	<p>当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第二号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>9 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（訓練）</p> <p>第五十三条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。</p> <p>4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。</p> <p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>第五十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十四条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p> <p>2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中</p>
---	--	--

号中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十九条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第五十五条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第二号に規定する者に対して、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第五十六条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第三号の地域移行支援員については、第五十八条第五項に規定する宿泊型自立訓練事業所に限る。

- 一 管理者（自立訓練（生活訓練）事業所の長をいう。）
- 二 生活支援員
- 三 地域移行支援員
- 四 サービス管理責任者

第五章 自立訓練（生活訓練）

（従業者の配置の基準）

第十一条 条例第五十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 管理者（条例第五十六条第一号に規定する管理者をいう。） 一人
 - 二 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数とロに掲げる利用者の数を十で除して得た数との合計数以上
 - イ ロに掲げる利用者以外の利用者の数
 - ロ 宿泊型自立訓練の利用者の数
 - 三 地域移行支援員 一人以上
 - 四 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上
 - ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 健康管理等を要する利用者のために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所における前項第二号の規定の適用については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法で」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一人以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項の規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を

「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第五十六条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第五十九条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 一
 - 二 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上
 - イ ロに掲げる利用者以外の利用者
 - ロ 宿泊型自立訓練の利用者
 - 三 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上
 - 四 サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第二号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以

<p>（規模） 第五十七条 自立訓練（生活訓練）事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>提供する生活支援員を一人以上置くものとする。</p> <p>4 第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に自立訓練（生活訓練）の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。</p> <p>5 第一項各号（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従業者（第一項第一号に掲げる者を除く。）は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項第一号の管理者は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>7 第一項第二号（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、<u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>（規模） 第十二条 条例第五十七条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 宿泊型自立訓練又は宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）のいずれか一方のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、二十人以上の人員を利用させることができる規模とすること。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来にわたり利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所のうち宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）のみを行うものにあつては、十人以上の人員を利用させることができる規模とすることができる。</p> <p>二 宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、宿泊型自立訓練については十人以上の人員を、宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については二十人以上（前号ただし書の知事が認める地域において事業を行うものについては、十人以上）の人員を利用させることができる規模とすること。</p>	<p>上置くものとする。</p> <p>4 第一項（第二項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>5 第一項（第一号に掲げる者を除く。）及び第二項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第二号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、<u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</u></p> <p>（規模） 第五十七条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、十人以上とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（前項ただし書の都道府県知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p>
---	---	--

(設備の基準)	(設備の基準)	(設備の基準)
<p>第五十八条 自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>2 宿泊型自立訓練(省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。</p> <p>3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 宿泊型自立訓練事業所(宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた宿泊型自立訓練事業所の建物の場合は、この限りでない。</p>	<p>第十三条 条例第五十八条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。</p> <p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>2 条例第五十八条第二項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、一人とすること。 ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。</p> <p>二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>3 条例第五十八条第五項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。</p>	<p>第五十八条 自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室 イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>四 便所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、一人とすること。 ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。</p> <p>二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所(次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>

（準用）

第五十九条 第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条まで、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十条まで、第四十四条から第四十八条まで、第五十二条及び第五十三条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第十一条第二項及び第四項から第六項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第七項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第三十一条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九条第一項」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

（基本方針）

第六十条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の九に規定する者に対して、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第六十一条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

一 管理者（就労移行支援事業所の長をいう。）

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であつて、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

（準用）

第十四条 第七条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、同条中「六人以上」とあるのは、「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

（従業者の配置の基準）

第十五条 条例第六十一条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 管理者（条例第六十一条第一号に規定する

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第六十条 削除

（準用）

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

（基本方針）

第六十二条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の九に規定する者に対して、規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第六十四条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

<p>二 職業指導員及び生活支援員</p> <p>三 就労支援員</p> <p>四 サービス管理責任者</p> <p>（認定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準）</p> <p>第六十二条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）にあつては、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 管理者（認定就労移行支援事業所の長をいう。）</p> <p>二 職業指導員及び生活支援員</p>	<p>管理者をいう。） 一人</p> <p>二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、一人以上とすること。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、一人以上とすること。</p> <p>三 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上</p> <p>四 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に就労移行支援の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。</p> <p>3 第一項各号に規定する従業者（同項第一号に掲げる者を除く。）は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の管理者は、専ら当該就労移行支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の就労支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>（認定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準）</p> <p>第十六条 条例第六十二条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 管理者（条例第六十二条第一号に規定する管理者をいう。） 一人</p> <p>二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数</p>	<p>二 職業指導員及び生活支援員</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上</p> <p>四 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（認定就労移行支援事業所の職員の員数）</p> <p>第六十五条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 管理者 一</p> <p>二 職業指導員及び生活支援員</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移</p>
--	--	--

<p>三 サービス管理責任者</p> <p>（認定就労移行支援事業所の設備の基準）</p> <p>第六十三条 第六十八条において準用する第三十七条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設の認定の基準（設備に係るものに限る。）を満たすこととする。</p> <p>（実習の実施）</p> <p>第六十四条 就労移行支援事業者は、利用者が第六十八条において読み替えて準用する第十条第二項の就労移行支援計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。</p> <p>2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>（求職活動の支援等の実施）</p> <p>第六十五条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。</p> <p>2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。</p> <p>（職場への定着のための支援の実施）</p> <p>第六十六条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p>（就職状況の報告）</p>	<p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、一人以上とすること。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、一人以上とすること。</p> <p>三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、条例第六十二条に規定する規則で定める基準について準用する。</p>	<p>行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>三 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。</p> <p>（認定就労移行支援事業所の設備）</p> <p>第六十三条 第七十条において準用する第三十八条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。</p> <p>（実習の実施）</p> <p>第六十六条 就労移行支援事業者は、利用者が第七十条において準用する第十七条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。</p> <p>2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>（求職活動の支援等の実施）</p> <p>第六十七条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。</p> <p>2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。</p> <p>（職場への定着のための支援の実施）</p> <p>第六十八条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p>（就職状況の報告）</p>
---	--	--

第六十七条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

（準用）

第六十八条 第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条まで、第三十四条から第四十条まで、第四十二条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第二項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第十一条第二項及び第四項から第六項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第七項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第三十一条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第六十八条において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第六十八条において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第六十八条において準用する第二十九条第一項」と、第三十六条第一項中「生活介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者（認定就労移行支援事業所に係るものを除く。）」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

（基本方針）

第六十九条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第七十条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- 一 管理者（就労継続支援A型事業所の長をいう。以下この章において同じ。）
- 二 職業指導員及び生活支援員

三 サービス管理責任者

（準用）

第十七条 第六条から第八条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第六条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは、「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

（従業者の配置の基準）

第十八条 条例第七十条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 管理者（条例第七十条第一号に規定する管理者をいう。） 一人
- 二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、一人以上とすること。
- 八 生活支援員の数は、一人以上とすること。

三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに

第六十九条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

（準用）

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

（基本方針）

第七十一条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第七十五条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 一
- 二 職業指導員及び生活支援員
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
 - ロ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。
 - 八 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。
- 三 サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応

<p>(規模) 第七十一条 就労継続支援A型事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>定める数 イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上 ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に就労継続支援A型の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。</p> <p>3 第一項各号に規定する従業者（同項第一号に掲げる者を除く。）は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の管理者は、専ら当該就労継続支援A型事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>(規模) 第十九条 条例第七十一条に規定する規則で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。 一 十人以上の人員を利用させることができる規模とすること。 二 条例第七十五条第二項の規定により就労継続支援A型を提供する場合において、同条第一項の規定により雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十人を下回らないものとする。 三 条例第七十五条第二項の規定により就労継続支援A型を提供する場合において、条例第七十七条第一項に規定する雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、九又は当該就労継続支援A型事業所の利用定員に百分の五十を乗じて得た数のいずれか小さい数を超えないものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省令 76 条については、条例 36 条・規則 7 条を準用して規定(読替有り:規則 22 条)</p> </div>	<p>じ、それぞれイ又はロに掲げる数 イ 利用者の数が六十以下 一以上 ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項(第一号に掲げる者を除く。)に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(規模) 第七十三条 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者が第七十八条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十を下回ってはならない。</p> <p>3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の百分の五十及び九を超えてはならない。</p> <p>(従たる事業所を設置する場合における特例) 第七十六条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。</p> <p>3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の</p>
---	--	--

<p>（設備の基準）</p> <p>第七十二条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。</p> <p>3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。</p> <p>4 第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（管理者の資格要件）</p> <p>第七十三条 管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（実施主体）</p> <p>第七十四条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人以外のものである場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社以外のものでなければならない。</p> <p>（雇用契約の締結等）</p> <p>第七十五条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援A型の事業と就労継続支援B型の事業とを一体的に行う者を除く。）は、利用者のうち省令第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第二十条 条例第七十二条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。</p> <p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。</p>	<p>職務に従事する者でなければならない。</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第七十四条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室</p> <p>イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>四 便所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>3 第一項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。</p> <p>4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>5 第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（管理者の資格要件）</p> <p>第七十二条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第十九条各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（実施主体）</p> <p>第七十七条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。</p> <p>（雇用契約の締結等）</p> <p>第七十八条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、規則第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p>
--	---	---

続支援A型を提供することができる。

（就労）

第七十六条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃の支払等）

第七十七条 就労継続支援A型事業者は、利用者（第七十五条第二項の規定に基づき就労継続支援A型の提供を受けている者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）を除く。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

3 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃（同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。）の平均額は、三千円を下回ってはならない。

4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第二項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（実習の実施）

第七十八条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十二条において読み替えて準用する第十条第二項の就労継続支援A型計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第七十九条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第八十条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職

（就労）

第七十九条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

第八十条 就労継続支援A型事業者は、第七十八条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第七十八条第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（実習の実施）

第八十一条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十五条において準用する第十七条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第八十二条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第八十三条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職

<p>場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>（利用者及び従業者以外の者の雇用）</p> <p>第八十一条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型の事業に従事するために雇用する場合は、規則で定める基準を超えて雇用してはならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第八十二条 第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条まで、第三十四条、第三十六条、第三十九条、第四十条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第二項、第十一条及び第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第三十一条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第八十二条において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第八十二条において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第八十二条において準用する第二十九条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（利用者及び従業者以外の者の雇用）</p> <p>第二十一条 条例第八十一条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数</p> <p>二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>（準用）</p> <p>第二十二条 第七条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、同条中「六人」とあるのは、「十人」と読み替えるものとする。</p>	<p>場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>（利用者及び職員以外の者の雇用）</p> <p>第八十四条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。</p> <p>一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数</p> <p>二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>（準用）</p> <p>第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第八章 就労継続支援B型</p> <p>（基本方針）</p> <p>第八十三条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>（工賃の支払等）</p> <p>第八十四条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。</p>	<p>第八章 就労継続支援B型</p>	<p>第八章 就労継続支援B型</p> <p>（基本方針）</p> <p>第八十六条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>（工賃の支払等）</p> <p>第八十七条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃（同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。）の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

（準用）

第八十五条 第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十八条まで、第五十二条、第七十条、第七十二条、第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第二項、第十一条及び第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第三十一条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十九条第一項」と、第七十八条第一項中「第八十二条」とあるのは「第八十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例

（従業者の配置の基準等の特例）

第八十六条 多機能型の生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下これらを「多機能型事業所」という。）は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員（当該多機能型事業所において、多機能型の指定児童発達支援（東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十九号）第四条に規定する

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

（準用）

第二十三条 第六条、第七条、第十八条及び第二十条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第七条中「六人」とあるのは、「十人」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例

（従業者の配置の基準等の特例）

第二十四条 条例第八十六条第一項に規定する規則で定める数は、二十人とする。
2 条例第八十六条第一項に規定する規則で定める基準は、第五条第五項、第九条第六項及び第七項、第十一条第七項、第十五条第五項及び第六項並びに第十八条第五項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十九号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる従業者（同条例第五条第一項第二号に規定す

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

（準用）

第八十八条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十二条、第七十四条から第七十六条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例

（職員の員数等の特例）

第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十四条第五項及び第六項並びに第七十五条第五項（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサー

<p>指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(同条例第六十条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(同条例第七十条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が規則で定める数に満たない場合は、当該多機能型事業所の従業者を、規則で定める基準により置くことができる。</p>	<p>る児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、常勤の者とする。</p>	<p>ビス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>
<p>2 多機能型事業所は、当該多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所とし、当該一の事業所のサービス管理責任者を、規則で定める基準により置くことができる。</p>	<p>3 条例第八十六条第二項に規定する規則で定める基準は、第五条第一項第四号及び第六項、第九条第一項第三号及び第八項、第十一条第一項第四号及び第八項、第十五条第一項第四号及び第七項並びに第十八条第一項第三号及び第六項(これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の事業ごとの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。この場合において、サービス管理責任者のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十四条第一項第四号及び第七項並びに第七十五条第一項第三号及び第六項(これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>
<p>3 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にわたり利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものであつて、かつ、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この項において同じ。)は、当該多機能型事業所の生活支援員を、規則で定める基準により置くことができる。</p>	<p>4 条例第八十六条第三項に規定する規則で定める基準は、第五条第一項第三号二及び第五項、第九条第一項第二号二及び第七項、第十一条第一項第二号(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第七項並びに第二十三条において準用する第十八条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所を一の事業所とし、当該一の事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除して得た数と第二号に掲げる利用者の数を十で除して得た数との合計数以上とすることとする。この場合において、生活支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>3 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号二及び第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十八条において準用する第七十五条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならない。</p>
<p>(利用定員に関する特例) 第八十七条 多機能型事業所の利用定員は、規則で定める。</p>	<p>(利用定員に関する特例) 第二十五条 条例第八十七条に規定する規則で定める利用定員は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員(当該多機能型事業所において、多機能型児童発達支援事業等を行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合における当該多機能型事業所の事業ごとに次の各号に掲げる多機</p>	<p>(規模に関する特例) 第八十九条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び</p>

能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（多機能型の就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）をいう。）六人以上
 - 二 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練について十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）について六人以上とする。
 - 三 多機能型就労継続支援 A 型事業所（多機能型の就労継続支援 A 型事業所をいう。）及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 十人以上
- 2 次に掲げる多機能型生活介護事業所に係る多機能型事業所にあつては、第六条及び前項の規定にかかわらず、利用定員を当該多機能型事業所において行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。
- 一 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を利用させるものであつて、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行うもの
 - 二 主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行うもの
- 3 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来にわたり利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所における第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十人」と読み替えるものとする。この場合において、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用

就労継続支援 B 型事業所（以下「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。））を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 六人以上
 - 二 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上とする。
 - 三 多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 十人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。
- 4 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能

<p>（設備の特例）</p> <p>第八十八条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所において、その設備を、それぞれ兼用することができる。</p> <p>第十章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p>第八十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。</p> <p>（身体障害者更生施設等に関する経過措置）</p> <p>2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）第一条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）以下この項において単に「法」という。）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）、若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮の建物として平成十八年十月一日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業又は就労継続支援 B</p>	<p>することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。以下この項において同じ。）については、前二項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。</p>	<p>型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。以下この条及び第九十条第三項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。</p> <p>（設備の特例）</p> <p>第九十一条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。</p> <p>（身体障害者更生施設等に関する経過措置）</p> <p>第七条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設、旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業又は就労継続支援 B 型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条、第七十条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十四条第一項（第八十八条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。</p>
---	--	---

型の事業を行う場合は、当分の間、第八条第一項、第三十七条第一項（第五十四条及び第六十八条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十二条第一項（第八十五条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

3 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業又は就労継続支援 B 型の事業を行う場合において、この条例の施行の際現に存する分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第二項並びに整備省令第一条第六号の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号）第二十三条第二項及び第四十七条第二項に規定する分場の建物として平成十八年十月一日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）をいう。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所又は就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この項において「従たる事業所」という。）として設置する場合については、第三十六条第二項及び第三項（これらの規定を第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定は、当分の間適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（就労継続支援 A 型に関する経過措置）

4 第八十一条の規定は、この条例の施行の日の前日において現に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第第四号）第十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）附則第六条の規定の適用を受けていた就労継続支援 A 型事業者が、この条例の施行の日以後も引き続き就労継続支援 A 型の事業を行う場合は、当分の間適用しない。

（従たる事業所に関する経過措置）

第八条 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業又は就労継続支援 B 型の事業を行う場合において、施行日において現に存する分場（整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者援護施設最低基準第二十三条第二項及び第四十七条第二項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所又は就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第四十条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）並びに第七十六条第二項及び第三項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（就労継続支援 A 型に関する経過措置）

第六条 施行日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において就労継続支援 A 型を行う場合については、第八十四条の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は適用しない。

（生活介護事業所の従業者の配置の基準に関する経過措置）

2 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第五条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計数以上とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれイから八までに定める数

イ 利用者の平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数

ロ 利用者の平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

ハ 利用者の平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除して得た数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

4 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）第一条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）以下この項及び次項において単に「法」という。）附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）の建物として平成十八年十月一日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において宿泊型自立訓練を行う場合における第十三条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「一人」とあるのは「精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）附則第三条の規定の適用を受けていたものを除く。）にあっては二人以下と、精神障害者生活訓練施設（同条の規定の適用を受けていたものに限る。）にあっては四人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たり

（生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置）

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる数

イ 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合の前項の利用者の数は、推定数による。

（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

第四条 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）同項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる通所施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第二十一条の七に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第四十六

の床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「四・四平方メートル」と読み替えるものとする。

5 法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）（次項に規定するものを除く。）の建物として平成十八年十月一日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において宿泊型自立訓練を行う場合における第十三条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「一人」とあるのは「四人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「六・六平方メートル」と読み替えるものとする。

6 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）第一条第六号の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号）附則第四条の規定の適用を受けていた知的障害者通勤寮の建物として平成十八年十月一日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において宿泊型自立訓練を行う場合における第十三条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と読み替えるものとする。

条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮について、第五十八条第三項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。）については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。）知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「四人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、同号口中「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

2 旧知的障害者援護施設最低基準附則第四条の適用を受ける知的障害者通勤寮については、第五十八条第三項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号口中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

附 則（平成二五年条例第五一号）
この条例は、平成二十五年四月一日より施行する。

附 則（平成二五年規則第三一号）
この規則は、平成二十五年四月一日より施行する。

附 則（平成二六規則第三七号）
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（規模に関する経過措置等）
第五条 次の各号に掲げる者が法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（第三号において「身体障害者更生援護施設等」という。）に併設して引き続き生

活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第三十七条(第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所(当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第三十七条ただし書及び第五十七条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)の利用定員は、十人以上とすることができる。

一 施行日において現に法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスの事業を行っている者

二 施行日において現に旧精神保健福祉法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを運営する事業を行っている者

三 身体障害者更生援護施設等(障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令三百二十号)第十六条の規定による改正前の社会福祉法施行令(昭和三十二年政令第百八十五号)第一条第一号、第二号又は第四号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。)を運営する事業を行っていた者

2 法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十七条(第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の適用については、「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。(療養介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に存する指定医療機関(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第六項又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第四項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)については、第十二条第一項第四号の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合は、療養介護事業所に置くべき生活支援員の員数は、同号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、療養介護の単位ごとに、利用者の数を六で除した数以上とする。この場合において、看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。以下この条において同じ。)が、常勤

		<p>換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。</p> <p>2 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、厚生労働大臣が定める者に対し療養介護を提供する療養介護事業所については、第十二条第一項第四号中「利用者の数を四で除した数以上」とあるのは「利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の数を四で除した数及び厚生労働大臣が定める者の数を六で除した数を合計した数以上」とする。</p> <p>附 則〔平成十九年三月三〇日厚生労働省令第四三号抄〕 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第八四号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五八号） この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則（平成二一年七月一五日厚生労働省令第一三一号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二三年八月五日厚生労働省令第一〇二号） この省令は、障害者基本法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月五日）から施行する。 附 則（平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一六号） この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。 附 則（平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>
--	--	---